

電子交付規約

株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）は、お客様に対し、書面の交付に代えて、以下のとおり当該書面に記載すべき事項を金融商品取引法、所得税法その他関連法令等に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」といいます。）の方法で行うものとし、お客様は、本規約への同意をもって、当社に対し、電子交付および以下の事項について承諾したものとみなされます。

第1条 電子交付の対象となる書面

当社は、お客様と契約を締結するにあたっては、次の各号に掲げる書面を電子交付の方法により提供することができます。

- (1) 金融商品取引法に基づく新株式発行届出目論見書
- (2) 所得税法に基づく支払通知書（みなし配当が生じた場合に交付するもの）
- (3) 社債、株式等の振替に関する法律 131 条 1 項に基づき、振替株式の振替を行うための口座を知ることができない株主のお客様に対して行う振替口座の通知を求める通知および当該お客様による振替口座通知の取次ぎの請求のためにその直近上位機関に呈示していただく書面
- (4) 会社法 204 条 3 項に基づく割当通知

第2条 電磁的方法の種類および内容、電子交付の方式

1. 当社が行う電子交付の方法は、(1)の方法によるものし、当社ウェブサイトが利用できない場合にあっては(2)の方法によるものとします。
 - (1) 当社ウェブサイトからダウンロードする方法
当社ウェブサイトにおいて書面に記載された事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、スマートフォン等）に備えられたファイルに当該情報を記録してご覧いただく方法
 - (2) 電子メールを利用する方法
当社が電子メールを利用して、書面に記載された事項をお客様の使用に係る電子計算機（パソコン、スマートフォン等）に送信し、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、スマートフォン等）に備えられたファイルに当該記載事項を記録してご覧いただく方法
2. 前項に定めるそれぞれの方法において、PDF ファイルを電子計算機（パソコン、スマートフォン等）にダウンロードするにあたっては、Safari、Google Chrome、Microsoft Edge 等のブラウザが、閲覧するにあたっては、Adobe Acrobat Reader 4.0 以降の PDF 閲覧ソフトが必要となります。また、電子メールの電子計算機（パソコン、スマートフォン等）での保存にあたっては、

Microsoft Outlook、Gmail 等のメールソフトが必要となります。

第3条 免責事項

1. 当社は、電磁的方法の種類および内容（電子交付の種類および方式）について、本規約に同意することで電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと当社が判断した場合は、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法の種類および内容（電子交付の種類および方式）を変更することができるものとします。
2. お客様が本規約に同意することで電子交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じた場合、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付ではなく、既に電子交付された書面も含めて紙媒体による書面の交付等を行う場合があります。
3. 当社は、次の各号に掲げる事由により生じるお客様の損害については、一切の責めを負わないものとします。
 - (1) 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害・瑕疵ならびにこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電子交付等が利用できないことにより生じた損害
 - (2) 天変地異、政変、争議行為等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない要因により電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害